

3-5-1 個人事業者における消費税の納税義務

Q 個人でも消費税を納めなくてはならないのでしょうか？

A 消費税は、法人(株式会社など)だけでなく、事業を行う個人にも納税義務があります。
ただし、過去の課税売上高の規模等により、事業を行う個人でも、消費税納税義務がある方(課税事業者)と、ない方(免税事業者)がいます。

(H)

解説

1. 原則的な消費税の納税義務の有無の判定

個人事業主の場合、その年の基準期間(前々年)の課税売上高(注)により判定し、この額が1,000万円を超える場合、消費税の納税義務があります。

逆に、この額が1,000万円以下の場合には消費税の納税義務が免除されます。

(注) その年の基準期間(前々年)の課税売上高

課税売上高は、消費税の課税対象となる売上高です。課税売上高は、消費税を含まない税抜金額で判定しますが、前々年が消費税の納税義務がない年の場合、税込金額で判定します。

2. 納税義務の免除の特例

新たに事業を始めた人は、基準期間(前々年)の売上高がないため、原則として事業を開始した年と翌年は消費税の納税義務はありません。しかし、以下に該当する場合には、納税義務は免除されません。

太陽光発電事業を開始する場合には、その設備取得に係る消費税の還付を受けるため、(3)の課税事業者選択届出書を提出することが多いです。

(1) 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者であってもその年の前年1月1日から6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超え、かつ、その期間の給与等の支払額が1,000万円を超える場合は、その年は消費税の納税義務があります。

いずれかが1,000万円以下であれば納税義務はありません。

(2) 相続によって相続人が事業を引き継いだ場合

① 相続によって相続人が被相続人の事業を承継した年

相続があった年の基準期間における被相続人の課税売上高が1,000万円を超える場合

は、相続があった日の翌日からその年の 12 月 31 日までの間の納税義務は免除されません。

② 相続によって相続人が被相続人の事業を承継した年の翌年及び翌々年

相続があった年の翌年又は翌々年の基準期間における被相続人の課税売上高と相続人の課税売上高との合計額が 1,000 万円を超える場合は、相続があった年の翌年又は翌々年の納税義務は免除されません。

(3) 課税事業者選択届出書を提出した場合

消費税の納税義務が免除される事業者であっても、所定の時期までに、納税を所轄する税務署長に対して、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務は、免除されないこととなります。